提案第7号

建設関係事業の取扱いについて

- 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の 選出方法については、新市において調整する。
- 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。
- 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に 実施するものとする。
- 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢 市の制度に統一する。
- 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。
- 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統 ーする。
- 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。
- 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施して いる道水路補助制度については、合併時に廃止する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-21 建設関係事業の取扱い
調整の内容	1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度については、合併時に廃止する。

【提案理由】

建設関係事業については、新市の速やかな一体性の確保を念頭に、従来からの経緯、実情を考慮し、行政格差を生じさせないよう留意する必要があるためである。

建設関係事業の使用料については、負担の公平性の原則に基づき、制度の統一を図る必要があるためである。なお、公営住宅の家賃については、設置根拠法の異なる施設間に配慮する必要があるためである。

建設関係事業の補助金等については、その目的及び効果に即した適正な水準に統一する必要があるためである。なお、材料支給制度及び 道水路補助制度については、事業実施の実績等を勘案し、制度の見直しを行うものである。

【現況】

項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
都市計画審議会	・都市計画審議委員 15名市議会議員 7名学識経験者 6名関係行政機関代表 2名	・都市計画審議会委員 10 名町議会議員 4名学識経験者 4名地域代表 2名	・都市計画審議会委員 9名町議会議員 4名学識経験者 4名関係行政機関代表 1名	都市計画審議会については、 合併時に稲沢市に統一する。委 員の選出方法については、新市 において調整する。
	・委員報酬 会長 9,300 円(日額) 委員 9,300 円(日額)	・委員報酬 会長 13,900 円 (年額) 委員 13,900 円 (年額)	・委員報酬 会長 4,700 円(日額) 委員 4,100 円(日額)	
	・委員の任期 2年(H17.10.22)	・委員の任期 2年(H16.3.31)	・委員の任期 1年(H16.3.31)	
都市計画の 区域	・都市計画区域 4,835ha市街化区域 661ha市街化調整区域 4,174ha・用途地区第1種低層住居専用地域 4ha	 ・都市計画区域 2,212ha 市街化区域 147ha 市街化調整区域 2,065ha ・用途地区 第1種低層住居専用地域 2ha 	・都市計画区域 883ha市街化区域 90ha市街化調整区域 793ha・用途地区第1種低層住居専用地域 4ha	都市計画区域及び用途地域 については、新市移行後も現行 のとおりとする。
	第 1 種 LL層 住居 専 用 地域 98 ha 第 2 種 中 高 層 住居 専 用 地域 127 ha	第 1 種中高層住居専用地域 14ha	第 1 種中高層住居専用地域 3ha	
	第 1 種住居地域 184ha 第 2 種住居地域 7 ha 準住居地域 30ha	第 1 種住居地域 79ha 準住居地域 3ha	第 1 種住居地域 20ha	
	近隣商業地域47ha商業地域35ha	近隣商業地域 10ha	近隣商業地域 2ha	
	準工業地域 106ha 工業地域 1ha 工業専用地域 22ha	工業地域 39ha	準工業地域 46ha 工業地域 15ha	
	・防火及び準防火地域 防火地域 25ha	・防火及び準防火地域 準防火地域 10ha	・防火及び準防火地域 準防火地域 2ha	都市計画図等のコピーは、
	準防火地域 110ha ・都市計画図等のコピー代 10 円 ・市街化区域等証明事務手数料 200 円/件	・都市計画図等の複写証明手数料 200 円 ・市街化区域等証明事務手数料 200 円/件	・都市計画図等のコピー代 10 円 ・市街化区域等証明事務手数料 200 円/件	稲沢市及び中島郡平和町の 制度に統一する。 市街化区域等証明事務手 数料は、現行のとおりとす る。

項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
地区計画	・地区計画策定状況 緑町 33.7ha (H6.10) 幸町 6.1ha (H6.10) 緑町ニュータウン 3.9ha (H6.10) 国府宮 35.2ha (H6.12) 稲沢駅東 63.5ha (H11.8) 朝府 6.5ha (H6.10) 計6地区 148.7ha	・該当なし	・地区計画策定状況 須ケ脇地区 1.8ha (H8.5) 古川新田地区 1.4ha (H13.5) 杁上地区 0.5ha (H13.5) 古川新田地区及び杁上地区は、整 備方針のみの地区計画策定	地区計画については現計画 を引き継ぎ、合併後、新市にお いて調整する。
生産緑地	・生産緑地指定・解除・決定 123 団地、15.0ha 市街化区域 661ha に対する割合 2.2% 生産緑地買取申出 1・2 件/年 ・生産緑地区域内相続税納税猶予証明 証明手数料 200 円/件	・該当なし	・該当なし	生産緑地については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 1市2町の統一に伴い、速 かいに手続きを行う。
公園管理	・公園台帳整備 平成 14 年 3 月に整備済 ・公園維持管理 整備済都市公園 31 箇所 地区公園 1 箇所 4.04ha 近隣公園 2 箇所 2.43ha 街区公園 28 箇所 8.12ha 整備済広場、小公園 6 箇所 0.52ha	・公園台帳整備 平成 16 年に整備予定 ・公園維持管理 整備済(一部)都市公園 1 箇所 運動公園 1 箇所 1.40ha 整備済街区公園 6 箇所 0.84ha	・公園台帳整備 平成 13 年 3 月に整備済 ・公園維持管理 整備済都市公園 4 箇所 街区公園 4 箇所 1.42ha 整備済街区公園 1 箇所 0.23ha	
	・公園敷地の借地 3,628 m ² 借地料 10,518,000 円 (稲沢公園、北山北自由広場、 北山自由広場、福島自由広場)	・公園敷地の借地なし	・公園敷地の借地 20,400 ㎡ 借上料 12,485,000 円 (5公園該当)	
	・公園占用等許可 使用料 公園施設を設ける場合 1㎡1年につき 2,200円 公園施設を管理する場合 1㎡1年につき 3,400円 電柱その他これらに類するもの及	・公園占用等許可 使用料 公園施設を設け又は管理する場合 1㎡1年につき 祖父江町使用料徴収条例の規定 により算出した額 電柱その他これらに類するもの及	・公園占用等許可使用料は全公園なし	公園占用等は、合併時に稲沢 市の制度に統一する。

項目	稲 沢 市	祖父江町	—————————————————————————————————————	調整方針
· 口	び公衆電話所 1本(個)1年につき 稲沢市道路占用料条例第2条に 規定する額 業として写真の撮影のために使用 する場合 1人1日につき 440円 業として映画の撮影のために使用 する場合 1件1日につき 4,400円 興行、競技会、集民示会、博 覧会その他これらに類する催しの ために使用する場合 1㎡1日につき 6円 ・有料公園使用料 稲沢公園 電気施設 1時間210円 奥田公園	び公衆電話所 1本(個)1年につき 祖父江町使用料徴収条例の規定 により算出した額 撮影、興行、競技会、集会、展示 会、博覧会その他これらに類する 催しのために使用する場合 1㎡1日につき 祖父江町使用料徴収条例の規定 により算出した額	・有料公園使用許可 該当なし	有料公園は、現行のとおり新市に引き継ぐ
	テニスコート 1 コート 2 時間 420 円 照明施設 1 コート 1 時間 420 円	・サンドフェスタ 開催 10 月第 1 日曜日(予定) 負担金 7,000,000 円(祖父江砂丘実 行委員会)		サンドフェスタは、現行のと おり新市に引き継ぐ
緑化事業	・みどりの少年団 清水みどりの少年団 団員数 16 名(小学生 5・6 年生) 県助成金 50,000 円 市助成金 71,000 円 年 2 回の研修への随行 ・保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500 円 214 本 面積 1,000 ㎡以上の樹木	・みどりの少年団 該当なし・保存樹助成金 制度なし	・みどりの少年団 該当なし・保存樹助成金 制度なし	緑化事業の各種助成金等については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
	5,000 円 81 箇所 年末に現地調査 ・生垣設置助成金 公道に面して延長 2m以上、0.9m 以上高さの生垣を設置したものに対 し助成。 新設 60,000 円限度額 既存のプロック塀等を取壊し設置	・生垣設置助成金 制度なし	・生垣設置助成金 制度なし	
民間木造住 宅耐震改修	80,000 円限度額 ・緑地計画協議 事業所面積 1,000 ㎡以上は 6%以上、中高層住宅 15 戸以上は 10%以上の緑地を義務付け。 建築物の指導要綱の協議に合わせて指導。 年間受理件数 8件 ・民間木造住宅耐震診断改修費補助金補助の対象	・緑地計画協議 該当なし	・緑化計画協議 該当なし	民間木造住宅耐震改修費補助事業については、合併時に稲
費補助事業	ア 無料耐震診断の総合判定が 0.7 未満と診断された住宅で総合判定 を 1.0 以上とする改修工事 イ (財)愛知県建築住宅センターに よる診断の得点が 60 点未満と診 断された住宅で総合判定を 1.0 以 上とする改修工事 補助の対象経費 耐震改修工事費、設計及び補強計 画に要する費用 補助金の額 1 棟当たり 60 万円を限度 実施予定棟数 全体 125 棟 H15 5 棟、H16 40 棟 H17 40 棟、H18 40 棟			沢市の制度に統一する。 受付窓口は、合併時に一元化 をする。

項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
公営住宅管	・市営住宅設置数 5 団地 396 戸	・町営住宅設置数 2地区 18戸		公営住宅管理事務について
理事務		(入居戸数 13戸)		は、公営住宅法及び地方自治法
	 ・建設年度 昭和 39 年度~昭和 56 年	・建設年度 昭和 28 年度~昭和 29 年		に基づき現行のとおりとする。
	度	度		受付窓口は、合併時に一元化
	・設置根拠 公営住宅法	・ ・設置根拠 地方自治法		する。
建築基準法	· 愛知県市町村建築行政事務処理要綱	・愛知県市町村建築行政事務処理要綱	· 愛知県市町村建築行政事務処理要綱	建築基準法に関する事務に
に関する事	に伴う受付、進達事務	に伴う受付、進達事務	に伴う受付、進達事務	ついては、合併時に稲沢市の制
務	(1から3号建築物)	(1から4号建築物)	(1から4号建築物)	度に統一する。
	・限定特定行政庁 4号建築物の確認 建築主事 2名	・特定行政庁は愛知県知事	・特定行政庁は愛知県知事	受付窓口は、合併時に一元化
	在紀本 一種認業務、検査業務、監察事務等			する。
	手数料 現金納付(県手数料と同額)			, 5.
	手数料表 別紙			
	住宅金融公庫に関する事務			
	公庫との業務委託契約、協定。			
	設計審査、現場審査			
道路の認定	定期報告 ・道路認定	・道路認定	・道路認定	現市道・町道については新市
連鉛の認定 等	「・ ^理 ロロでは ・ 道路認定基準に基づき精査し、道	・ ^{退路談と} 町道路認定及び廃道維持管理規程	・ _{垣崎祕足} 道路認定については、特に基準は	
ਹ	水路協議会に諮り決定している	定、寄附採納及び町道維持補修工事	世間	準については、合併時に稲沢市
		等の内規に基づき決定している	1217 (01 000)	の基準に統一する。
	・認定状況	・認定状況	・認定状況	
	4,194 路線 1,041,001m	2,610 路線 501,651.55m	789 路線 174,323m	
	稲沢市道路認定基準	町道認定、寄附採納及び町道維持補		
	・幅員 4m 以上で一般の交通の用に供	修工事等の内規		
	する道路で権原のある道路 権原の取得が見込まれる道路につ	1.町道認定基準 (1)有効幅員 1.5m 以上で行き止まり		
	化原の取得が見込まれる追路にフロード いては道路に起点および終点が国県	(1)有効幅員 1.500 以上で1]さ止まり でない道路。		
	道又は市道と連絡している道路又は	但し、里道及び土地改良事業で造		
	起点終点のいづれかが国県道に連絡	成したものは除く。		
	していない道路の場合は車両の転回	(2)「都市計画法」又は「町宅地開発		
	に支障のない半径 6m以上の回転空	事業等に関する指導要綱」により		
	地を有する道路	帰属等する道路はこれによる。		
	・土地区画整理法および土地改良法			
	に基づき築造された道路			

項目	稲 沢 市	祖父江町	平 和 町	調整方針
道水路占用等	・都市計画法第 29 条の開発行為に伴う道路で 32 条の規定による公共施設の管理者の同意を得た道路でかつ舗装工事及び側溝工事等が完了した道路 ・道路占用 稲沢市道路管理規則による道路占用許可基準 あり 占用料及び減免の規定 別紙・道路占用連絡会議開催 年 4 回程度会員 稲沢消防署、稲沢中島広域事務組合水道事務所、稲沢警票 スロヨションので、スのエンので、スのでは、スのでは、スのでは、スのでは、スのでは、スのでは、スのでは、スの	・道路占用 祖父江町道路管理規則による 道路占用許可基準 県のものを準用 占用料及び減免の規定 別紙 ・道路占用連絡会議 なし 担当者レベルで調整	・道路占用 平和町道路管理規則による 道路占用許可基準 県のものを準用 占用料、減免の規定 別紙 ・道路占用連絡会議 なし 担当者レベル調整	占用料については、合併時に 稲沢市の制度に統一する。 道路占用連絡会議について は、合併時に稲沢市の例によ る。
道水路補助	・道水路補助補助なし	・道水路補助補助なし	・道水路補助 別紙参照 平成 14 年度補助実績 9 地区	道水路補助については、合併 時に廃止する
道水路等の 整備	・材料支給 地元区からの要望により側溝等の材 料を支給	・材料支給 制度無し	・材料支給 制度無し(道水路補助規程で対応)	材料支給制度については、合 併時に廃止する。

稲		沢		市	祖	父	江	町	平	和	町
手数料(建築基準	法に関する	事務)			手数料(建築基準法)	に関する事務)			手数料(建築基準法は	ニ関する事務)	
	青手数料	床面積	件数	金 額	該当なし	•			該当なし		
	5,000円		4	20,000					W		
		~ 100 m²	45	405,000							
	14,000円		66	924,000							
	19,000円 (小計)	~ 500 m	16 131	304,000 1,653,000							
計画変更確認			131	1,000,000							
可回及丈堆呢		床面積の 1/2	3	15,000							
	9,000円		0	0							
	(小計)		3	15,000							
	(合計)		134	1,668,000							
T 15-45m											
工作物 確認申請手数	料 2 000 田		10	80,000							
確認申請手数			7	63,000							
HEND.L.MH J XX	(合計)		17	143,000							
	, ,			ŕ							
検査手数料											
⇔	40, 000 FB	00 301+		22.222							
元] 快宜	10,000 円 12,000 円	~ 30 m ² 以内	2 22	20,000							
	16,000円		42	672,000							
	22,000円		15	330,000							
完了検査(中間あり)	000 111	0	0							
中間検査			0	0							
	(合計)		81	1,286,000							
許可申請手数	7米江										
HI. J. H. HI J XX	120,000円		3	360,000							
]	.==,	I .		552,522							
1											

道路占用	料条例			(単	位:円)
	占用	物件		単位	占用料
	第1種電柱				1,200
	第2種電柱				1,800
	第3種電柱				2,500
電柱、電	第1種電話	柱		1本につき1年	1,100
線、変圧	第2種電話				1,700
塔郵髊	第3種電話	柱			2,400
出箱 公衆	その他の柱	類		·	82
電新広	変理器の他は	1ば期るtong	心器話	4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1,600
告塔その	郵便差出箱			1個につき1年	690
他これら	広告塔			表示面積1㎡につき1年	3,700
に類する	共架電線そ	の他上空に	設ける線類	長さ 1m につき	11
工作物	地下電線そ	の他地下に	:設ける線類		5
	路上に設け			1個につき1年	810
	地下に設け			占用面積1㎡につき1年	550
1	その他のも			占用面積1㎡につき1年	1,600
水管下水	外径が 0.1m		D	M. Smilk	55
道管ガス			<u>*</u> m 未満のもの		82
			m 未満のもの		110
これらに	外径が 0.2m			長さ 1m につき 1 年	220
	外径が 0.4m				550
件	外径が 1.0m				1,100
鉄道 軌道	その他これらに	類する施毀	び歩廊 雪よけ	占用面積1 m につき1年	1,600
その他これ	らに類する施設		The street of the street		
			階数が1の		Α×
地下街地		地下街	もの		0.003
下室、通	地下街、地	及び地	階数が2の	占用面積1㎡につき1年	Α×
路净化槽	下室、通路	下室	もの		0.005
その他こ	その他こ		階が3以上の		A×
れらに類	れに類す	I store to	もの		0.006
する施設	る施設	上空に設			2,500
I.	1	地下に設			1,200
*		その他の:		-m-r/# , 21+ , D	1,600
露店商品		一時的に	設けるもの	占用面積1 mにつき1日	37
置場その 他これら に類する 施設	露店等	その他の	もの	占用面積1㎡につき1月	370
	看板(アーチ	一時的に	設けるもの	表示面積1㎡につき1月	370
看板、標	であるものを 除く。)	その他の:		表示面積1㎡につき1年	3,700
間、旗ざ	標識	I .		1本につき1年	1,300
哉パーキ		一時的に	受けるもの	1本につき1日	37
ング・メー	旗ざお	その他の		1本につき1月	370
ター、幕及			<u>设けるもの</u>	その面積1㎡につき1日	37
びアーチ	幕	その他の		その面積1㎡につき1月	370
J. ,	1		あするもの		3,700
1	アーチ	その他の		1基につき1月	1,800
丁事田标冊	、足場、詰がそ				1,000
竹木 瓦そ	の他の工事用材	料		占用面積1㎡につき1月	370
防火地域内の建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において必要となる(成好語話その他の)成妥業祭物				占用面積1㎡につき1月	160

	道路占用料条例 (単位:円)				
占用物物種類	5	☑ 分	単 位	占用料	
H 13/3 1-1/200	第 1 種電村		1本1年につき	1,100	
	第2種電標		1本1年につき	1,700	
	第3種電標		1本1年につき	2,300	
	第 1 種電話		1本1年につき	970	
電柱、電線、	第2種電話		1本1年につき	1,600	
変圧塔、郵	第3種電話	-,-	1本1年につき	2,200	
便差出箱、	その他の村		1本1年につき	75	
公衆電話		の他上空に設ける線類	長さ 1m1 年につき	10	
所、広告塔		の他地下に設ける線類	長さ 1m1 年につき	5	
その他これ		する変圧器	1個1年につき	730	
らに類する	地下に設け		占用面積1m1年につき	500	
工作物		の他これに類するもの		300	
21113	及び公衆電		1個1年につき	1,500	
	郵便差出箱	Î	1個1年につき	630	
	広告塔		表示面積1㎡1年につき	1,400	
	その他のも	5 0	占用面積1m ² 1年につき	1,500	
	外径が 0.1m	未満のもの	長さ 1m1 年につき	50	
水管、下水道		以上 0.15m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	75	
		im 以上 0.2m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	100	
		以上 0.4m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	200	
類する物件		以上 1m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	500	
ŀ	外径が 1m 以		長さ 1m1 年につき	1,000	
	他これらに類	する施設及び珍蔵雪よけ	占用面積1m ² 1年につき	1,500	
その他これらに		Dt. #5-10 1 0 1 0	-m=11+1-21/F1-0+	1.000	
地下街、地下		階数が1のもの	占用面積1m ² 1年につき	A×0.003	
室 通路 浄		階数が2のもの	占用面積1m ² 1年につき	A×0.005	
化槽での他こ		階数が3以上のもの	占用面積1m1年につき	A×0.006	
れらに類する	上空に設け		占用面積1m1年につき	910	
施设	地下に設け		占用面積1m ² 1年につき	460	
	その他のも		占用面積1m1年につき	1,500	
	祭1、縁上号	際、一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	占用面積1m1日につき	14	
の他これらに類する施設	その他のも	5 0	占用面積1㎡1月につき	140	
	看板 (ア ーチであ	一時的に設けるもの	表示面積 1 ㎡ 1 月につき	140	
	るものを 除く。)	その他のもの	表示面積 1 ㎡ 1 年につき	1,400	
看板、標識	標識		1本1年につき	1,200	
旗ざお、パー キング・メー	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1本1日につき	14	
ター、幕及び	C 57	その他のもの	1本1月につき	140	
アーチ	首/丁重田地	祭礼、縁日等に際し、			
	設であるもの	一時的に設けるもの	その面積が出てき	14	
	夢 糸。)	その他のもの	初面側が月こき	140	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,400	
	, – ,	その他のもの	1基1月につき	680	
工事用板囲、足竹木、瓦その他		他の工事用施設及び土石、	占用面積1 m ² 1月につき	140	
		て、耐火建築物を建築する 注舗その他の/房段基準物	占用面積1㎡1月につき	150	

道路、公	共用物の管理に関する条例	(.	単位:円)
	占・使用物件の種類	単 位	占·使用料
電柱			850
電話柱(電	『柱であるものを除く)	1本1年につき	310
街灯(電村	主又は電話柱であるものを除く。)	1414676	260
その他の	柱類		560
変圧塔そ	の他これらに類するもの及び公		790
衆電話所		1個1年につき	130
郵便差出:	箱		310
広告塔		表面積 1 ㎡ 1 年につき	1,120
送電塔		占用積 1 ㎡ 1 年につ き	630
その他	線類	長さ 1m1 年につき	63
のもの	線類以外のもの	占用積 1 ㎡ 1 年につ き	790
ガス管	外径が 0.2m 未満のもの		63
水道管 配水管 その他	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満のも の		120
これら	外径が 0.4m 以上 1.0m 未満のも の	· 長さ 1m1 年につき	310
るもの	外径が 1.0m 以上のもの		630
軌条類			630
歩廊、日	覆及び橋梁類	占用積 1 ㎡ 1 年につ	790
上空又は	地下に設ける道路(階数関係な	ਣੇ	560
看板(ア ーチであ	一時的なもの	表面積 1 ㎡ 1 年につき	110
るものを 除く)	その他のもの	表面積 1 ㎡ 1 年につき	1,120
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	1,120
アーテ	その他のもの	□☆□月にフさ	560
標識類		1本1年につき	630
工事用足:事用材料:	場、建築用板囲、詰所、その他工 置場	占用積 1 ㎡ 1 年につ	110
仮設建築:	物	き	79

【先進事例】

市町村名	合併の期日	建設関係事業の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年 1 月21日	 ・都市計画マスタープラン策定事業に関すること 新市において、新たに策定する。 ・は宅マスタープランに関すること 新市において、新たに策定する。 ・地域高齢者住宅計画に関すること 新市において、新たに策定する。 ・地域高齢者住宅計画に関すること 新市において、新たに策定する。 ・老人アパート(高齢者住宅)に関すること 新市に移行後、制度の統一を図り実施する。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	 ・都市計画事業の取扱い 都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。 各種計画は、合併後速やかに策定する。 ・道路事業の取扱い 道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。 ・河川事業の取扱い 河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。 ・住宅事業の取扱い 住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	 ・公営住宅等事業の取扱い (1) 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。 ・建設事業の取扱い (1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。 (2) 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。 (3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年 8 月20日	・建設関係事業 (1) 都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び水防計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計 画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) その他建設に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難い場合は、両町の実 態に合わせ調整を行うものとする。

【法令・取扱通知等】

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに 十地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

(市町村都市計画審議会)

- 第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。
- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)

(生産緑地地区に関する都市計画)

第3条 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のも のの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適し ているものであること。

500 平方メートル以上の規模の区域であること。

用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

- 2 生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第106条第3項 又は農住組合法(昭和55年法律第86号)第88条第2項の規定による要請があった土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内の農地等(土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された農地等にあっては、当該農地等に対応する従前の土地)について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得なければならない。
- 3 生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たっては、当該生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備 に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさ ないようにしなければならない。

生産緑地とは

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成

を図るために設けられた制度です。

生産緑地地区は、ある一定の要件を満たす一団の農地を、市町村が農地の所有者その他の関係権利者全員の同意を得た上で、都市計画の手続きを経て指定することにより、都市計画上「保全する農地」として明確に位置付けられることになります。

【生産緑地地区に指定される農地の要件】

生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること

500 m²以上の規模の区域であること

農業の継続が可能な条件を備えていること

の3つが必要になります。

【生産緑地地区に指定された場合の規制や優遇措置などの特徴】

市町村や農業委員会から生産緑地地区を管理するために必要な助言や土地交換のあっせんなどの援助が受けられること建物を建てたり、宅地造成を行ったりすることは、原則として市町村長の許可がなければできないこと

(但し、許可の対象は、生産緑地で農業を営むために必要な行為に限られます。)

農地の所有者は、生産緑地地区の指定後30年を経過した場合や、主たる従事者が死亡したり、農業に従事できない障害を有することとなった場合に、市町村長に対して生産緑地を買い取るよう申出できること

三大都市圏の特定市では、税制上の優遇措置が受けられる

都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)

(都市公園の管理)

第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が行う。

(都市公園の設置基準)

- 第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。
- 2 国が設置する都市公園(第2条第1項第2号ロに該当するものを除く。)については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては条例で、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。 ただし、その変更が、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては条例で、国の設置に係る都市公園にあっては政令で定める軽易なものであるときは、この限り でない。

(建築行為等の制限)

第76条 次の各号に掲げる公告があった日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあっては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあっては都道府県知事の許可を受けなければ

ならない。

個人施行者が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下本項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

組合が施行する土地区画整理事業にあっては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第3項又は第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

公団等が第3条の2から第3条の4までの規定により施行する土地区画整理事業にあっては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告 公告

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

(市町村の条例に基づく制限)

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画(以下「地区整備計画等」という。)が定められている区域に限る。)内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)

(家賃の決定)

- 第 16 条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

公営住宅法施行令(昭和26年6月30日政令第240号)

(家賃の算定方法)

第2条 公営住宅法第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)を 70 m²で除した数値

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの

事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以

下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、下の表の左欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める額とする。

道路法(昭和27年6月10日法律第180号)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村 長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の廃止又は変更)

- 第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は 一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。
- 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

(占用料の徴収)

- 第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で 地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。
- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。